

(2) 市民自治推進会議設置要綱

〔 平成 22 年 12 月 1 日
市民まちづくり局長 決裁 〕

(目的)

第 1 条 札幌市自治基本条例（平成 18 年 10 月 3 日条例第 41 号）（以下、「条例」という。）第 31 条の規定に基づき、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価するため、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民から構成される「市民自治推進会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況のうち、札幌市が指定したものについて評価・意見を行う。

(組織)

第 3 条 会議は、8 人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、公募により選考された者 2 人及び学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から 8 人を、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱日から 2 年間とする。

(座長)

第 4 条 会議に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会議の事務等を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、座長が召集する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

(謝礼)

第 6 条 委員には、会議 1 回の出席につき 12,500 円の謝礼を支給する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長が定める。